

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 STUDY FOR TWO と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、勉強したいと願うすべての子どもたちが勉強できる世界にすること、そしてより国内の学生にとっても勉学に励みやすい環境を築いていくことを目的とする。また、これに従事する人材が主体性を持って将来的に国際社会に貢献することで、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の活動・事業を行う。

- (1) 国際協力に関わる活動
- (2) 社会教育に関わる活動
- (3) 前2号に掲げる活動を行う団体の運営若しくは活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (4) 中古本回収事業
- (5) 中古本再販売事業
- (6) 発展途上国での教育支援事業
- (7) 会員団体の設立、運営を支援する事業
- (8) 前各号の目的を達成するための教育、啓蒙に必要なセミナー等の企画、開催
- (9) その他前各号の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体または個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、一口5万円以上で計6口以上の賛助金を納める団体または個人

(入会)

第6条 正会員は、個人または次の各号のいずれにも該当する団体でなければならない。

- (1) 専ら大学および大学院に在籍する学生によって構成されている団体
- (2) 入会に関して不当な制約を設けていない団体

(3) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としない団体

(4) 総会、独立した会計、定款を有するなど、組織としての実態が認められる団体

2 当法人への入会を希望する団体は、当法人が社員総会（以下、「総会」という。）において別に定める規程に従って入会手続を行い、総会の承認によって入会する。

3 代表理事は、総会によって当該個人または団体の入会が否決された場合は、総会が提出する理由を付した書面をもって、速やかに当該個人または団体にその旨を通知しなければならない。

（義務）

第7条 正会員は、以下の義務を果たさなければならない。

(1) 第4条第4号ないし第6号に定める事業の遂行において、当法人が委託する事務ないし業務を、確実に運営すること

(2) 総会において別に定める会計処理に関する規程を遵守し、適切な財産管理を行うこと

(3) 総会への出席等、当法人の運営に積極的に関与すること

(4) 団体にあつては総会において別に定める規程に従って、運営に必要な団体規約および機関を備えること

（経費等の負担）

第8条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な費用を支払う義務を負う。

2 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（正会員の資格の喪失）

第9条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第10条の規定に従って退会届を提出したとき。

(2) 第11条の規定に従って除名されたとき。

(3) 当該個人または団体が破産もしくは解散したとき。

(4) 1年以上会費を滞納したとき。

(5) 総正会員の同意があつたとき。

（退会）

第10条 正会員は、総会において別に定める規程に従って退会手続を行い、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款のほか、総会において別に定める規程に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した抛出金品は、返還しない。

第3章 総会

(種別)

第13条 当法人の総会は、定時総会および臨時総会とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款および規程の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任または解任
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)
- (7) 会員個人および団体の入会、除名に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第16条 定時総会は、原則として毎年2回、5月、11月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 各理事が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員が、代表理事に対し会議の目的を記載した書面により招集の請求をしたとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、前条第2項の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは総会において出席した正会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、正会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会における議決事項は、原則としてあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項において、あらかじめ通知した以外の事項を審議ないし議決する場合は、この総会が別に定める規程および会議細則によるものとし、閉会后すみやかに当該議決の結果を出席しな

かった正会員に通知しなければならない。

3 総会の決議は、法令又はこの定款に別に規定する事項の他は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での議決権等)

第21条 正会員は、各々1個ずつ議決権が付与される。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果

2 議事録には、議長が指名する議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

第4章 役員

(員数)

第23条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上
- (2) 監事 1名

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第26条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第28条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の

決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第31条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第32条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第33条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第34条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第37条 当法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に代表理事が作成、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 雑則

(細則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事の決定を経て、代表理事がこれを定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年4月30日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第45条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事及び設立時代表理事 石橋孝太郎

設立時理事 大谷直之

設立時監事 高柳拓也

(設立時社員)

第46条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都練馬区下石神井6丁目18番14号

石橋孝太郎

兵庫県神戸市垂水区本多聞4丁目5番310-502号

大谷直之

埼玉県さいたま市南区辻8丁目19番15号ヒッポハウス北戸田508号室

高柳拓也

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人STUDY FOR TWO設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年 月 日

設立時社員 石橋孝太郎

設立時社員 大谷直之

設立時社員 高柳拓也